

豊橋技術科学大学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動基準

2020年4月16日現在

レベル	授業	研究室等における学生との教育研究活動 (系、研究所、センター)	教員個人の研究活動 研究所、センターの活動 (左記除く)	事務職員の業務	課外活動	学内会議	出張等	施設利用・構内入構
0 (終息)	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり	●通常どおり
0.5 (収束)	●ほぼ通常どおり ＜感染が再度広まらないよう3密の回避に留意＞	●ほぼ通常どおり ＜感染が再度広まらないよう3密の回避に留意＞	●ほぼ通常どおり ＜感染が再度広まらないよう3密の回避に留意＞	●ほぼ通常どおり ＜感染が再度広まらないよう3密の回避に留意＞	●ほぼ通常どおり ＜感染が再度広まらないよう3密の回避に留意＞	●ほぼ通常どおり ＜感染が再度広まらないよう3密の回避に留意＞	●ほぼ通常どおり ＜感染が再度広まらないよう3密の回避に留意＞	●ほぼ通常どおり ＜感染が再度広まらないよう3密の回避に留意＞
1 (警戒)	●感染拡大防止措置の上 ・3密回避を徹底し、対面授業の実施(実習・演習含む) ・遠隔授業の利用 ＜3密回避の徹底＞	●感染拡大防止措置の上 ・3密回避を徹底し、必要な活動の実施 ・在宅勤務の活用推奨 ＜3密回避の徹底＞	●感染拡大防止措置の上 ・3密回避を徹底し、必要な活動の実施 ・在宅勤務の活用推奨 ＜3密回避の徹底＞	●感染拡大防止措置の上 ・3密回避を徹底し、ほぼ通常どおり勤務 ・時差出勤の活用推奨 ・在宅勤務の活用推奨 ＜3密回避の徹底＞	●感染拡大防止措置の上 ・3密回避を徹底し、必要な活動の実施 ＜3密回避の徹底＞	●感染拡大防止措置の上 ・3密回避を徹底し、必要な会議の実施 ・オンラインの活用推奨 ＜3密回避の徹底＞	●感染拡大防止措置の上 ・流行地域への不要不急の出張・旅行自粛 ＜3密回避の徹底＞	●一部制限 ＜学生・教職員、学外者＞ ・3密回避を徹底し、施設利用・構内入構 ＜3密回避の徹底＞
2 (中度警戒)	●感染拡大防止措置の上 ・遠隔授業の積極的利用 ・対面授業の制限(50人未満) ・演習・実習の制限(50人未満) ★授業開始日を5/11まで延期 ＜3密の回避の徹底＞	●原則、大学内での活動の中止 ・オンライン活用による必要な活動の継続 ●ただし、大学内での活動継続が必要な場合は、3密回避を徹底し、実施することができる。(通常の人数の50%目途) ・ゼミ形式の停止 ・オンラインの活用 ・研究室滞在時間の減 ★届出制 ＜3密回避の徹底＞	●感染拡大防止措置の上 ・在宅勤務を積極的に活用し、必要な活動の継続 ●ただし、大学内での活動継続が必要な場合、3密回避を徹底し、実施することができる。 ★届出制 ＜3密回避の徹底＞	●感染拡大防止措置の上 ・一居室での人数を減らして業務の継続(通常50%目途) ・時差出勤の活用 ・在宅勤務の活用 ・別室活用 ★届出制 ＜3密回避の徹底＞	●活動禁止	●感染拡大防止措置の上 ・3密回避を徹底し、必要な会議の実施 ・メール・オンライン会議中心 ・対面会議を実施する場合は、一居室の人数を抑制 ＜3密回避の徹底＞	●感染拡大防止措置の上 ・不要不急の出張・旅行の禁止 ★出張：許可 ★旅行：届出 ＜3密回避の徹底＞ ＜人との接触を避ける＞	●一部制限 ＜学生・教職員＞ ・3密回避を徹底し、施設利用・構内入構 ＜学外者＞ ・原則、施設利用・構内入構禁止 ●ただし、大学の機能の維持のために、業者等の構内入構を認める。 ＜3密回避の徹底＞ ＜人との接触を避ける＞
3 (高度警戒)	●遠隔授業、オンライン講義のみ ・学生の皆さんは、原則、自宅で遠隔授業、オンライン講義を受講 ★授業開始日を5/11まで延期	●原則、大学内での活動の中止 ・オンライン活用による活動の継続 ●ただし、大学の機能を最低限維持するための活動は、3密回避を徹底し、大学内での継続を認める場合がある。(別紙1参照)(出校者(教員・学生)70%削減目途) ★許可制 ＜3密回避の徹底＞ ＜人との接触を避ける＞	●原則、大学内での活動の中止 ・在宅勤務による活動の継続 ●ただし、大学の機能を最低限維持するための活動は、3密回避を徹底し、大学内での継続を認める場合がある。(別紙1参照)(出勤者70%削減目途) ★許可制 ＜3密回避の徹底＞ ＜人との接触を避ける＞	●感染拡大防止措置の上 ・一居室での人数を減らすとともに、出勤者削減による業務の継続(出勤者70%削減目途) ・時差出勤の積極的活用 ・在宅勤務の積極的活用 ・勤務シフトの活用 ・別室活用 ★許可制 ＜3密回避の徹底＞ ＜人との接触を避ける＞	●活動禁止	●原則、メール・オンラインによる会議の実施 ●ただし、やむを得ない事情がある場合、緊急性を要する場合は、数名程度で3密回避を徹底し、対面会議も可能とする。(別紙3参照) ＜3密回避の徹底＞ ＜人との接触を避ける＞	●原則、出張、旅行の禁止 ●ただし、やむを得ない事情がある場合、緊急性を要する場合は、出張、旅行を認める場合がある。(別紙3参照) ★許可制 ＜3密回避の徹底＞ ＜人との接触を避ける＞	＜学生・教職員、学外者＞ ●原則、施設利用・構内入構禁止 ★学生宿舎に入居している学生の皆さんは、不要不急の施設利用は禁止(食堂等、散歩等は可) ●ただし、大学の機能を最低限維持するため、施設利用・構内入構を認める場合がある。(別紙1、2、3、4参照)その場合、公共交通機関での構内への入構は原則禁止 ★許可制 ＜3密回避の徹底＞ ＜人との接触を避ける＞
4 (緊急事態)	●授業の中止(休講) ●ただし、オンデマンド方式による遠隔授業の実施は可とする。 ・学生の皆さんは、自宅でオンデマンド方式による遠隔授業の受講は可	●大学内での活動の中止 ・オンライン活用による活動の継続 ●ただし、大学の機能を最低限維持するための活動は、3密回避を徹底し、大学内での継続を認める場合がある。(別紙1参照)(出校者(教員・学生)80%削減) ★許可制 ＜3密回避の徹底＞ ＜人との接触を避ける＞	●大学内での活動の中止 ・在宅勤務による活動の継続 ●ただし、大学の機能を最低限維持するための活動は、3密回避を徹底し、大学内での継続を認める場合がある。(別紙1参照)(出勤者80%削減) ★許可制 ＜3密回避の徹底＞ ＜人との接触を避ける＞	●最小減の出勤者による業務の継続(出勤者80%削減) ・その他は、在宅勤務 ●ただし、大学の機能を最低限維持するための業務は、3密回避を徹底し、上記以上の出勤者による業務の継続を認める場合がある。(別紙2参照) ★許可制 ＜3密回避の徹底＞ ＜人との接触を避ける＞	●活動禁止	●メール・オンラインによる会議のみ ●ただし、緊急性を要する場合は、数名程度で3密回避を徹底し、対面会議も可能とする。(別紙3参照) ＜3密回避の徹底＞ ＜人との接触を避ける＞	●出張・旅行禁止 ●ただし、やむを得ない事情がある場合、緊急性を要する場合は、出張・旅行を認める場合がある。(別紙3参照) ★許可制 ＜3密回避の徹底＞ ＜人との接触を避ける＞	＜学生・教職員、学外者＞ ●施設利用・構内入構禁止 ★学生宿舎に入居している学生の皆さんは、不要不急の施設利用は禁止(食堂等、散歩等は可) ●ただし、大学の機能を最低限維持するため、施設利用・構内入構を認める場合がある。(別紙1、2、3、4参照)その場合、公共交通機関での構内への入構は原則禁止 ★許可制 ＜3密回避の徹底＞ ＜人との接触を避ける＞

★届出制、許可制の流れ→ 研究室等(研究指導教員等)→系・研究所長、センター長→研究担当理事・教学担当理事、事務、事務関係業者関係は課長→次長→局長、出張等は当該者→所属長等(命令権者)

●教職員は、レベル4となった場合であっても、基本的には引き続き勤務(在宅勤務等)し、学生の学修機会を確保するための教育活動、必要な研究活動、事務事業は継続

●教員系の非常勤職員は、教員個人の研究活動、研究所、センターの活動、事務局系の非常勤職員は、事務職員の業務に準じてください。

<p>(別紙1)</p> <p>●大学の機能を最低限の維持するための研究活動、施設利用・入構等の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究に使用する生物の維持・管理</li> <li>・液体窒素・液体ヘリウムの補給のための装置等の維持・管理</li> <li>・毒劇物等の研究に使用する薬品の維持・管理</li> <li>・研究に必要な基幹インフラ（実験施設・設備、情報システム）の稼働・維持・管理</li> <li>・研究活動を継続する上での各種安全確保</li> <li>・その他法令等で義務の順守等に必要な場合</li> </ul>	<p>(別紙2)</p> <p>●大学の機能を最低限の維持するための事務業務、施設利用・入構等の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の給与等、生活に関わる最低限の給与支給等に関わる業務</li> <li>・教育・研究活動等の継続に必要な最低限の調達、安全管理業務</li> <li>・学生の教学支援、学生生活に関わる最低限の業務（当該業務が集中する期間）</li> <li>・大学の重要な管理運営業務（危機管理を含め、他機関等との連絡・調整含む）</li> <li>・その他、法令等で義務の順守等に必要な業務</li> </ul>	<p>(別紙3)</p> <p>●やむを得ない事情がある場合、緊急性を要する場合に、対面会議、出張、旅行を認める場合の例</p> <p>&lt;会議&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国等、公的機関からの通知等により、至急に意思決定が必要な場合</li> <li>・その他、大学として至急、意思決定をしなければならない重要案件が発生した場合</li> </ul> <p>&lt;出張、旅行&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国等、公的機関から依頼がある場合</li> <li>・家族に不幸等やむを得ない事情がある場合</li> <li>・その他、法令等で義務の順守等に必要な場合</li> </ul>
<p>(別紙4)</p> <p>●大学の機能を最低限維持するために施設利用・構内入構を認める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙1</li> <li>・別紙2</li> <li>・別紙3の会議</li> <li>・食堂、売店等、飲食を学生・教職員に提供する場合</li> <li>・事故への対応が必要となった場合 等</li> </ul>		